

## エコアクション21ガイドライン 2009年版（改訂版）

※「エコアクション21ガイドライン 2009年版（改訂版）」  
(第2章「エコアクション21の認証・登録制度の概要」部分のみ抜粋)

### 第2章 エコアクション21認証・登録制度

#### 1. エコアクション21認証・登録制度の目的

エコアクション21認証・登録制度（以下、本制度）は、事業者の環境への取組を推進し、その取組をより良いものとしていくため、環境経営を実施する事業者に対し、第三者が適切な指導・助言を行うとともに、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインへの適合性を認めることにより、社会的な評価や信用を得られるようする仕組みです。

また、この制度を通じて、認証・登録された事業者の環境活動レポートを公開することにより、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の情報や環境経営の状況を開示するとともに、事業者を取り巻く利害関係者とのコミュニケーションを促進することも目的としています。

さらに、本制度を通じて、事業者による環境経営が広く浸透することにより、社会全体としての環境負荷の低減に貢献することや、地方公共団体などとの連携により地域に密着した協力体制の構築を図っていくことも、本制度を普及促進する目的です。

#### 2. エコアクション21認証・登録制度の実施主体

（1）本制度を実施する主体（以下、中央事務局）は、次の要件を満たし、「3. エコアクション21認証・登録制度の運営」に規定するところに沿って運営する者とします。

- 営利を目的としない法人であること。
- 公正な認証・登録に関する組織運営を行い、外部有識者の参画した委員会等の設置により、公正性を担保できること。
- 環境マネジメントに関わる適切な知識を有するとともに、適格な人材を審査人として認定し、また審査人に対し、力量の向上、公平性及び中立性の確保のための教育、指導及び監督を行うことができること。
- 地域に密着した適切かつ円滑な運営ができること。
- 責任ある認証・登録を行うため、認証・登録プロセス全般に関わる者の責任及び権限を明確に位置づける規程等を適切に策定できること。
- 本制度の透明性を担保するため、審査・認証の基準及び登録状況、審査人に関する情報等を、適切に開示できること。
- 本制度に関連して事業者から入手した内部情報の機密を保持することができる

こと。

- 本制度について、苦情または異議申立てが行われた場合には、適切な対応ができるよう、体制を整備することができる。
- エコアクション21ガイドライン及び環境省からの指導を遵守して本制度を運営するとともに、エコアクション21の普及促進に関して環境省及び関係省庁と協調して取り組むことができる。
- 環境省に対し、毎年度、本制度に係る各事業年度の事業実施状況（財務状況を含む）の報告を行うこと。また、環境省の求めに応じ、適宜必要事項の報告を行うこと。
- 制度の運営に支障がないよう健全な財政状態を維持するとともに、次の業務及び財務等に関する資料若しくはこれらに準ずる資料を適正に作成し、原則として一般の閲覧に供していること。
  - 1) 定款または寄附行為
  - 2) 役員名簿
  - 3) （社団法人の場合）社員名簿
  - 4) 事業報告書
  - 5) 収支計算書
  - 6) 正味財産増減計算書
  - 7) 貸借対照表
  - 8) 財産目録

（2）本制度を実施しようとする者は、次の文書を環境省に提出し、エコアクション21の名称の使用を求めることとします。

- ①上記（1）の要件に適合すること（若しくは要件に適合するための措置内容）を証する文書
  - ②本制度の実施に係る中期的な事業計画書
  - ③下記事項を記載した誓約書
    - ・エコアクション21ガイドラインを遵守して本制度を運営すること
    - ・本制度の運営により生じた一切の責任を負うこと
    - ・環境経営システムの普及に積極的に取り組むこと
- なお、実施後において重要な変更が生じた場合は、遅滞なく環境省に報告することとします。

### 3. エコアクション21認証・登録制度の運営

中央事務局は、以下に沿って本制度を運営するものとします。

- （1）公正な制度運営
- 定款等に基づいて開催される理事会等の機関運営において、本制度の運営に関する事項について適切に審議、報告及び決定すること。
- 外部有識者の参画した運営委員会を設け、定期的（四半期に1回を目途）に開催

し、事業計画、事業実施状況を報告し、公正性の確認を受けること。

○外部有識者の参画した判定委員会を設け、審査人の報告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否を判定すること。

○その他、必要に応じて、独立した第三者による機関または外部有識者の参画した委員会等を設置することにより、本制度の公正かつ適切な運営を図ること。

#### （2）審査人の認定及び教育

○審査人に求められる力量を明確にし、その力量を持ち合わせた人材を試験により選出し、審査人として認定・登録を行うこと。

○審査人の力量を維持及び向上させるための教育を行うとともに、これを評価するための体制を整備すること。

○審査人に求められる公平性、中立性及び機密保持を明確にし、これを維持及び向上させるための指導、監督体制を整備すること。

#### （3）地域に密着した制度運営

○各地域において本制度を実施する主体として適格であると判断した法人を、地域事務局として認定すること。

○各地域において適切かつ円滑な運営を行うために、地域事務局との間で適切な業務分掌を行うこと。

○地域事務局と連携し、地方公共団体等の協力のもと地域に密着した制度の運営を行うこと。

○事業者の求めに対しては適切かつ迅速に対応し、事業者の実情に応じて適切な指導及び助言ができる体制を構築すること。

○地域事務局及び審査人からの要請に対応しながら、本制度の円滑な運営を行うとともに、地域事務局及び審査人の能力向上に努めること。

○地域事務局においては、必要に応じて外部有識者の参画する委員会等を設置し、地域における公正かつ適切な制度運営を図ること。

#### （4）責任ある制度運営

○本制度の責任ある運営を行うため、中央事務局、地域事務局、審査人の責任と権限を明確化し、審査人の選任、審査結果の評価及び受審事業者の判定等の体制を整備すること。

#### （5）透明な制度運営

○中央事務局、地域事務局、認証・登録事業者、審査人、運営委員会、環境活動レポート等、本制度の運営に関わる事項を適切に情報公開すること。

○本制度に係る損益を区分して適切に経理処理すること。

○事業の概況、損益状況、運営委員会等における検討結果など制度運営の実施状況、運営上の課題や今後の取組などを、環境省に適宜報告すること。

(6) 機密保持

○本制度に関連して事業者から入手した内部情報の機密を保持する適切な情報管理体制を構築し、中央事務局、地域事務局、審査人等により漏洩や不適正な利用が行われないようにすること。

(7) 苦情等への対応

○本制度の運営に関する苦情または異議申立てに対して、適切な対応を行う体制を整備すること。

(参考)

○本制度の運営に関して、中央事務局及び地域事務局の業務は概ね以下のとおりと考えられる。

- ・事業者の審査を行う審査人の試験、認定及び登録
  - ・地域事務局の認定
  - ・地域事務局への指導・監督・研修
  - ・環境活動レポート等の公表
  - ・審査や認証・登録可否判定のための手引き等の策定
  - ・地域事務局からの要請への対応
  - ・事業実施状況の報告等、環境省への対応
  - ・運営委員会等の開催と検討結果への対応 ◎
  - ・事業者からの審査申込の受付 ※
  - ・審査人の選任 ※
  - ・審査人への指導・監督・研修 ◎
  - ・事業者の認証・登録の可否判定 ※
  - ・事業者からの要請への対応 ※
  - ・地方公共団体等との協力関係の構築 ※
  - ・エコアクション21の普及推進 ◎
- ※地域事務局が主として担う業務  
◎中央事務局と地域事務局がいずれも担う業務

4. 審査人の要件及び業務等

(1) 審査人の要件

○審査人は以下の要件を満たし、中央事務局の実施する試験に合格し、認定を受けた者とします。

- ・環境に係る世論の動向や課題、制定された環境法規等に関する基本的な知識を有していること
- ・事業者の環境対策に関する豊富な知見と経験を有しており、受審事業者に対して環境対策に関する適切な指導及び助言を行うことができるこ

- ・環境経営システムに関する豊富な知見と経験を有しており、受審事業者がエコアクション21ガイドラインに適合していることを適切に審査できること
- ・常に公平かつ中立的立場により審査を実施することができること
- ・受審事業者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、また審査の質の向上に取り組む意欲を有していること

## （2）審査人の業務等

○審査人は、以下の業務等を行う。

- ・事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性の審査
- ・事業者の環境への取組に関する指導、助言
- ・中央事務局の実施する研修の受講等

## 5. 認証・登録の基本的要件

エコアクション21の認証・登録を受ける事業者は、エコアクション21ガイドラインで規定する要求事項に基づき、以下の基本的な取組を適切に実施したうえで、審査人による所定の審査を受審し、判定委員会等の審議を経て、これらの要求事項に適合していると認められることができます。

- ①計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認及び評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）のPDCAサイクルによる環境経営システムを適切に構築していること
- ②構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること
- ③環境負荷（二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量等）を把握し、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量・化学物質使用量の削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等）を適切に実施していること
- ④代表者による全体の評価と見直しを行っていること
- ⑤環境活動レポートを定期的に作成し、公表していること
- ⑥環境への負荷・取組の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、環境活動レポートの内容が整合していること

## 6. 業種別ガイドラインと実施要領等

公的機関または中央事務局は、エコアクション21ガイドラインとは別に、特定の業種向けのガイドライン案（業種別ガイドライン案）をエコアクション21ガイドラインに準拠して策定することができます。策定された業種別ガイドライン案は、環境省の設置する検討委員会において、エコアクション21ガイドラインへの準拠性を確認した後に、当該業種に対するガイドラインとして運用するものとします。業種別ガイドラインが策定された業種の事業者においては、本制度の認証・登録を受けるためには、それぞれの業種別ガイドラインに基づきエコアクション21の取組を行うことが必要です。

また、本制度の実施にあたっては、エコアクション21ガイドライン及び業種別ガイドラインに沿って、中央事務局において、実施要領、審査及び判定の手引き及び各種の規程を策定し公表することとします。

## 7. 認証・登録の手順

エコアクション21の登録審査を受審するためには、本章第5項の認証・登録の基本的要件に掲げる事項を満たしたうえで、環境経営システムに基づく取組を3ヶ月以上実施し、必要な環境関連法規等を遵守していることが必要です。以下において、「3. エコアクション21認証・登録制度の運営（3）」に記載した中央事務局と地域事務局の業務分担を元に認証・登録の手順の概要を示します。なお、実際の手続きは中央事務局へご確認ください。

### ＜認証・登録の手順＞

- ①認証・登録を希望する事業者は、審査申込書を環境活動レポートとともに、最寄りの地域事務局に郵送し、審査の申込みをします。  
(最寄りの地域事務局は、中央事務局のホームページ等にてご確認ください。)
- ②地域事務局は、審査を担当する審査人を選任し、受審事業者に通知します。
- ③審査人は、地域事務局及び受審事業者より、審査に必要な書類を受領します。
- ④審査人は、登録審査（書類審査、現地審査）を実施します。
- ⑤審査人は、審査の結果を、審査結果報告書に取りまとめ、地域事務局に提出します。
- ⑥地域事務局の判定委員会は、審査人の報告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否を判定し、中央事務局に報告します。
- ⑦中央事務局は、受審事業者の認証・登録の可否を判定委員会の報告に基づき判断し（必要に応じて中央事務局の判定委員会で審議）、受審事業者に通知します。
- ⑧受審事業者は、中央事務局に認証・登録料を納付します。
- ⑨中央事務局は、受審事業者と認証・登録契約を締結します。
- ⑩中央事務局は、受審事業者に認証・登録証を送付するとともに、エコアクション21ロゴマークの使用を認め、事業者の環境活動レポートをホームページで公開します。
- ⑪認証・登録は、2年ごとの更新となります。認証・登録事業者は、認証・登録の1年後に中間審査、中間審査の1年後に更新審査をそれぞれ受審し、適合と認められた場合は、登録時と同様の手続きを経て、登録の更新を行います。

## 8. 認証・登録料等

中央事務局は、エコアクション21ガイドラインに基づく本制度の公正かつ適切な運営のための費用、本制度に係る事業の継続性等を総合的に勘案し、認証・登録料及び審査費用を定め、これを公表することとします。

## 別添 2

### 9. エコアクション21の名称使用

環境省が「2. エコアクション21認証・登録制度の実施主体（2）」に沿って提出された文書の確認をした中央事務局は、エコアクション21の名称を使用できるものとします。なお、エコアクション21の名称使用に関しては、環境省が別途定める規程に従うこととします。

また、認証・登録事業者によるエコアクション21ロゴマークの使用に関しては、中央事務局は名称使用に関する規程を別途策定するものとします。

なお、環境省は、それらの使用状況の確認を必要に応じて実施します。